

第二十四回国会 建設委員会 議 録 第二十八号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君
理事内海 安吉君 理事大島 秀一君
理事萩野 豊平君 理事薩摩 雄次君
理事瀬戸山三男君 理事前田榮之助君
理事三鍋 義三君

理事 逢澤 寛君 伊東 隆治君
志賀健次郎君 高木 松吉君
仲川房次郎君 二階堂 進君
廣瀬 正雄君 山口 好一君
中島 巖君

出席政府委員

法制局参事官 亀岡 康夫君
(第一部長)
法務事務官 濱本 一夫君
(訟務局長)
建設技官 山本 三郎君
(河川局長)

委員外の出席者

参議院議員 小澤久太郎君
建設事務官(河川局水政課長) 國宗 正義君
専門員 西畑 正倫君

本日の会議に付した案件

国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会衆議院第二十六号、参議院継続審査)
ダム建設による災害補償に関する件

○徳安委員長 これより会議を開きます。
国土開発縦貫自動車道建設法案を議題として、審査を進めます。本案は御承

知の通り、第二十二回国会におきまして全会一致をもって可決し、参議院に送付した原案を参議院におきましては継続審査として審査し、今国会におきまして修正議決して、本院に送付されてきたものであります。従いまして、この際本案に対する提案理由の説明はこれを省略し、第二十二国会衆議院送付案と今国会の参議院送付案の相違点について、その修正の趣旨について説明を聴取いたします。参議院議員小澤久太郎君。

国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会衆議院提出本院継続審査)

本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十一年四月二十日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

国土開発縦貫自動車道建設法

(目的)

第一条 この法律は、国土の普遍的開発をはかり、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業発展の不可欠の基礎たる高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進すること

を目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「自動車道」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。)のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道をいう。

第三条 国土を縦貫する高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道(以下「国土開発縦貫自動車道」という。)の予定路線は、別に法律で定める。

2 政府は、すみやかに、前項の規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律案を別表に定める路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、決定しなければならない。

(国以外の者の行う建設)
第四条 政府は、別に法律で定めるところにより、国土開発縦貫自動車道の予定路線の一部について、国以外の者に高速幹線自動車道の建設を行わせることができる。

(建設線の基本計画)
第五条 内閣総理大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地帯的な重点指向その他国土開発縦貫自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発縦貫自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線(以下「建設線」という。)の建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を立案し、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんじやくして、必要な措置を採らなければならない。

(建設線の基本計画に關連する事項の調整)
第六条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、建設線の基本計画に於て必要であると認めるときは、次に掲げる事項に關

し、国の行政機関の長の処分について必要な調整をすることができ

一 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)又は一般自動車道(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。以下同じ。)の整備又は建設

二 国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設

(継続費)
第七条 建設線の基本計画に基く国土開発縦貫自動車道の建設に必要な資金については、これを財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の二の規定により継続費とすることができ

(資金の融通のあつせん)
第八条 政府は、建設線の基本計画に於て必要であると認めるときは、第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者又は国土開発縦貫自動車道に接続する一般自動車道について当該事業の免許を受けた者に対し、当該路線の建設に必要な資金の融通をあつせんすることができ

(損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置)
第九条 国土開発縦貫自動車道の建

設又は第四条の規定により行われ
る高速幹線自動車道の建設に必要
な土地等を供したため生活の基礎
を失う者がある場合においては、
政府は、その者に対し、政令で定
めるところにより、その受ける補
償と相まつて行うことを必要と認
める生活再建又は環境整備のため
の措置について、その実施に努め
なければならぬ。

(基礎調査)

第十条 政府は、第三条第一項に規
定する国土開発縦貫自動車道の予
定路線に関する法律の施行後、す
みやかに建設線の基本計画の立案
のため必要な基礎調査を行わな
ければならぬ。

(審議会の措置)

第十一条 総理府に国土開発縦貫自
動車道建設審議会(以下「審議会」
という)を置く。

(所掌事務)

第十二条 審議会は、次に掲げる事
項をつかさどる。

- 一 国土開発縦貫自動車道の予定
路線に関する調査審議すること。
- 二 建設線の基本計画に関する調査
審議すること。
- 三 建設線の建設に要する資金の
調達及びその融通のあつせんに
関し調査審議すること。

四 国土開発縦貫自動車道に接続
する主要な道路又は一般自動車
道の整備又は建設に関し調査審
議すること。

五 国土開発縦貫自動車道の沿線
における新都市又は新農村の整
備又は建設に関し調査審議する
こと。

六 その他第一条の目的を達成す
るために必要な事項に関し調査
審議すること。

(組織)

第十三条 審議会は、会長及び委員
二十八人以内をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて
充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて
充てる。

- 一 大蔵大臣
- 二 農林大臣
- 三 通商産業大臣
- 四 運輸大臣
- 五 建設大臣
- 六 自治庁長官
- 七 経済企画庁長官
- 八 衆議院議員のうちから衆議院
の指名した者 八人
- 九 参議院議員のうちから参議院
の指名した者 五人
- 十 学識経験がある者のうちから
内閣総理大臣が任命する者 八人以内

4 前項第十号に掲げる委員の任期
は、三年とする。ただし、再任さ
れることができる。

5 会長及び委員は、非常勤とす
る。

(関係都道府県知事の意見の聴取)
第十四条 審議会は、その所掌事務
を処理するため必要があるとき
は、関係都道府県知事の出席を求
め、その意見をきくことができる。

(資料の提出)
第十五条 国の関係行政機関の長
は、審議会の求めに応じて、資料
の提出、意見の陳述又は説明をし

なければならぬ。
(政令への委任)
第十六条 この法律に定めるものの
ほか、審議会の組織及び運営その
他この法律を実施するため必要な

事項は、政令で定める。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二百七号)の一部を次のよ
うに改正する。
第十五条第一項の表中「春対策
審議会」の項の次に次の一項を加
える。

国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十一年法律第
号)の規定に
よりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。

別表

路線名	起点	終点	主たる経過地
中央自動車道	東京都	吹田市	神奈川県津久井郡相模湖町附近 富士吉田市附近 静岡県安倍郡井川村附近 飯田市附近 中津川市附近 小牧市附近 大垣市附近 大津市附近 京都市附近
東北自動車道	東京都	青森市	浦和市附近 館林市附近 宇都宮市附近 福島市附近 仙台市附近
北海道自動車道	函館市	稚内市	札幌市附近 札幌市附近
中国自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町附近 津山市附近 三次市附近 山口市附近
四国自動車道	徳島市	松山市	徳島県三好郡池田町附近 高知市附近
九州自動車道	門司市	鹿児島市	福岡市附近 鳥栖市附近 日田市附近 熊本市附近 小林市附近

○小澤参議院議員 国土開発縦貫自動
車道建設法案に対する修正案の修正理
由及びその要旨を御説明申し上げま
す。

まず修正理由の第一点は、本法案の
対象となっており国土開発縦貫自
動車道の意義についてであります。こ
のような全国を通ずる根幹的な交通
路はその国家的重要性にかんがみ、国
においてみずから積極的にかんがみ、国
の建設を行ふことを建前とする道路でありま
す。従いましてその意義につきましても
も広く自動車のみ的一般交通の用に供

することを目的として設けられた道と
いたした方が適切であると考へ、所要
の修正をいたそうとするものでござい
ます。

次に国土開発縦貫自動車道の予定路
線についてであります。前述のごと
く国土開発縦貫自動車道の建設は国の
最も重要な施策であり、その予定路
線の決定に当りましてはあらかじめ地
域の開発の必要度、地域の地形、地
貌、交通の状況等を十分に調査審議
し、事業の円滑なる進捗を期すること
が肝要であります。従いまして政府及
び国土開発縦貫自動車道建設審議会の

お、ここにいう「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいいます。

次に第三条関係であります。原案におきましては国土開発縦貫自動車道の予定路線は別表に掲げるところによるものといたしておりましたのを改めて、国土開発縦貫自動車道の予定路線は別に法律で定めることとしたしました。さらに本案に新たに第二項及び第三項を設けまして、第二項におきましては、政府はすみやかに前述の国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律案を、別表に定める路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならぬものとしたしました。

第三項では、内閣総理大臣は、第二項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て決定しなければならぬこととしたしました。

第四項関係では、原案第四条を改めて、政府は、国土開発縦貫自動車道の予定路線の一部については国以外の者に高速幹線自動車道の建設を行わせることができることとしたしました。

この国以外の者に建設を行わせる関係につきましては、別に法律で定めるところによるものとしたしました。

第六項関係の修正は、第二条の修正に伴うもので、原案の第二条に規定していたのと同様の定義付けをそれぞれ「道路」及び「自動車道」の下に加えた技術的修正でございます。

第八項及び第九項の修正は、第四条の修正に伴う字句整理でございます。

第十項関係の修正は、第三条第一項の修正に伴うものでありまして、政府

は、第三条第一項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律の成立後において、すみやかに建設線の立案のため必要な調査を行わなければならないこととしたしました。

第十二項関係の修正は、第三条第三項の新設に伴いまして、国土開発縦貫自動車道の予定路線の調査審議に関することを所掌事務として加えたものでございます。

附則第二項の修正は、この法律案提出後の総理府設置法の改正等に伴う整理でございます。

以上修正の理由並びに逐条の御説明を申し上げます。

○徳安委員長 本案に対する質疑は次会といたします。

○徳安委員長 これよりダム建設に関する災害補償の問題について調査を進めます。本日は法務省訟務局長濱本一夫君、法制局第一部長亀岡康夫君が出席されております。なお建設省の山本河川局長も出席いたしております。

本件について質疑の通告があります。中島君。

○中島委員 私が本日法制局長官、訟務局長、河川局長等の御出席を要求いたしましたのは、ダム設置に伴う災害に対する責任の所在の問題を明らかにいたしたいとかように考えた次第であります。発電所ダム築造により、河川

の状況が著しく変り、これがため上流地方に異常の災害が発生し、ことに耕作関係等において、河床が上昇したため、わずかの降雨にても堤防が決壊して、広範な耕地が流失する、耕地の流失しない地方でも、地下水の滲透によ

り二毛作地帯が単作地帯となり、この単作地帯も地下水の冷害により収量が減少する、すなわち発電所ダムを築造した上流の特定地域、言いかえれば河床上昇地域のみに限られて、この災害を受けるのであります。無過失であり、数百年來何ら土地の改造を行なっていない多数の農民が、ただいま申し上げた理由により災害をこうむる、すなわち財産権を侵害されているのであるから、この無過失の農民の財産権の侵害、すなわち損失の補償は当然なされるべきではないかと思っております。私は二十四国会におきまして、これは全

国的の問題でありまして、これは全国的の問題といたしまして長野県の門島ダムによる天竜沿岸の災害につきましても、当委員会に牧野法務大臣の出席を求めて、法相並びに当時の米田河川局長よりこれが法的解釈につき答弁を求めたのであります。法務大臣と河川局長との間に答弁の食い違いもあり、特に河川局長の河川の災害と国家賠償法との関連について根本的な了解のないような次第にて本日あらためて三局長に御出席をいただき、また問題点もあらかじめ質問事項として皆様のお手元に差し上げてありますので、本日は発電所ダム設置に伴う災害について、法的にその責任の所在はどこにあるかをはっきりといたしたい、かように考える次第であります。

そこで私法制局へお伺いいたすのであります。河川の管理者は国であるかあるいは地方公共団体であるかという点なのであります。これは河川そのものの、何と申しますか、国の認定によって異なると思ひますけれども、災

害を受けた場合、災害の損失補償を請求する場合、知事であるかあるいは国であるかという点、特に河川法第六條、地方自治法の第二条第三項の二號、国家賠償法二條との関連について御説明をお願いしたい、かように考えるのであります。

○亀岡政府委員 お答えします。ただいまの御質問は河川の管理者が国であるかまたは地方公共団体であるか、この点について御質問と存じますが、この点につきましては河川法の第六條によりますと、「河川ハ地方行政庁ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ」としてございまして、この規定はただいまお話が出ましたいわゆる適用河川及び適用河川について適用があると考えられるのであります。従いまして河川の管理、そのうちでいわゆる適用河川及び適用河川につきましては、原則として地方行政庁、すなわち都道府県知事が管理するものであると考えられます。この場合の都道府県知事と申しますのは、国の機関として国の事務管理の執行に當るべき地位にあることは、河川法の四十九條、五十一條また地方自治法の百四十八條第二項の規定によります別表第三の規定等から見まして明らかであるのであります。またただいまお話がありました地方自治法の第二条第三項第二號の規定でございますが、この規定によりますと、「地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する」、こうありまして、「これを受けて第三項において、前項の事務を例示すると、概ね

次の通りである。」「こうありまして、その第二號に河川につきまして、河川を「設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。」「こうあるのであります。この規定は、ただいま申し上げましたように地方公共団体の事務を規定してあるものであります。」「法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるときは、この限りでない。」「こうございまして、先ほど申しました河川のうちに、適用河川及び適用河川につきましては河川法による特別の定めがありますので、この地方自治法の第二条第三項による事務を定めた規定の適用はないと考えるのであります。従いまして地方自治法第二条第三項第二號に該当する河川として、地方公共団体による設置または管理使用関係の規制に付すべきものは適用河川及び適用河川以外の河川をさすものであると考えられるのであります。なお国家賠償法第二条第一項との関係でございますが、これはこの規定によって別段管理者を定めた創設的意味を持たしたものでないのございまして、先ほど申しました適用河川、適用河川、それ以外の河川についてそれぞれ定められた管理者の規定を受けて、それぞれの管理者が責任を負うべき旨を定めた規定であると考えるのであります。

○中島委員 だいぶ詳しい御説明があったのですが、こちらは法律になれぬ関係か、はっきりしないのですが、これは地方自治法の第二条第三項の二に規定されてあります。しかしこの三

項におきましては「法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるときは」ということになっており、従いまして、ただいまの説明によりましては、河川法第六條で定められているところから河川法でいふべきである、こういうふうにご了解してよろしいのであります。

○亀岡政府委員 お答えいたします。ただいまの点でございますが、適用河川及び準用河川についてはお話の通りであると思ひます。

○中島委員 そこで私の考えを申し上げます。この國家賠償法の第三條で、この観点から考えまして、結局河川の管理者であつても、あるいは河川改修の費用を負担しておる公共団体もしくは国であつても、すなわち費用を負担する者であつても、いずれでも相手にして訴訟が行われる、こういうふうに考へるのではありませんか、この點の御所見いかがでありますか。

○龜岡政府委員 ただいまの点でございますが、國家賠償法第三條によりまして管理の費用を負担する者も賠償の責めに任ずる旨が規定されておりますので、お話の點はその通りだと思ひます。

○中島委員 そこで具体的な問題に入りまして、結局これは全国的な問題でありますけれども、一つの例といたしまして、天竜川の上流地域の被害に対して國家賠償の訴訟を起さんとした場合においては、これは國を相手取つても、それからただいまの御説明によりまして、知事を相手取つても、どちらを相手取つても訴訟ができるというように解釈してよろしいのであるかどうかというところをお伺ひしたいと思います。

であります。

その前にこれをはつきりするために河川局長にお尋ねいたしますが、天竜川の川路、竜江付近は現在直轄改修河川になっておるわけでありまして、これらの費用の負担であるとか、あるいは法的責任の所在は國にあるのか、あるいは知事にあるのかという点について河川局長より御説明をお願い、そのあとで先ほど申し上げました國家賠償の訴訟をなす場合におきましてはだれを相手にするかという点について、法制局より御答弁をお願いしたいと思います。

○山本政府委員 お答えいたします。天竜川の川路の付近につきましては、お話の通り直轄改修工事の区域に入っております。その区域の管理の問題であります。直轄改修区域に入つた分につきましては、國は工事の責任を担つております。その他の工事以外の管理の責任は國の機関である県知事が持つておる、こういうことでございます。

○中島委員 さらに重ねて河川局長にお伺ひいたしますが、あの地域の河川の管理事務と申しますか、あれは國の移管事務であるのか、知事の國有事務であるのか、この点をお伺ひしたい。

○山本政府委員 國の機関としての都道府県知事に委任しておる事務でございます。

○中島委員 先ほどの点につきまして法制局より御答弁願ひたいと思ひます。

○龜岡政府委員 費用の負担者が都道府県であるという場合におきましては、先ほど申し上げましたように國家賠償法の第三條の規定の適用があります。

すので、管理者である國を相手として、費用の負担者である都道府県を相手といたしまして、損害賠償の請求ができるかと考へる次第でございます。

○中島委員 大體御答弁によつてはつきりしたと思ひますが、だめ押ししたいになりますけれども、そこで、ただいま具體的の問題として取り上げた天竜川の川路、竜江地域の河川災害に対して、國家賠償で訴訟を起すという場合においては、知事を相手といたしても、國を相手といたしても、どちらを相手といたしても訴訟ができる、かように解釈してよろしいのであるか。ちようど河川局長が隣りにおりますので、一応打ち合せしてはつきりした御答弁を法制局にお願ひしたいと思います。

○龜岡政府委員 ただいまの御質問でございますが、府県が費用を負担してゐるという場合におきましては、府県を相手として損害賠償の請求ができるというふうに考へられると思ひます。それで今お話ございましたこの場合におきまして、訴訟の相手方になりますのは、府県知事ではなくて当該府県、こういうふうになると思ひます。

○中島委員 今御答弁になったのは先ほどの御答弁で尽きておるのです。それで私は具體的の問題として、河川局長も隣におりますし、天竜川の竜江、川路の地域の災害に対するところの國家賠償をするのは、だれを相手にしたらいゝのか。私の見解としては國でもよし、府県でもよし、こういうように解釈するが、この具體的の問題に対してはつきりしたお答えを願ひたい、こういうのが私の質問要旨であります。

○龜岡政府委員 ただいまの具體的な問題についての相手方の点でございますが、この場合における損害がいかなる損害であるかということが具體的に明らかにならないければ、相手方であるものが國であるか府県であるかということが直ちに答弁できないんじゃないかと考へる次第であります。

○中島委員 どうも御答弁を聞いておつて了解に苦しむのであります。そこで、この國家賠償法の第三條から見まして、先ほど河川局長からの答弁に、國の委任事務であるという答弁もあり、そして直轄河川でもあり、それから災害復旧なんかでは國費が約七〇%が入つておる、そして國直轄の國費でもつて改修しておるという、こういう河川である。しかし、移管事務ではあるけれども、知事が河川の管理者になつておる。従つて國家賠償法第三條より見まして、これは國を相手にいたしまして、また河川管理者であるところの知事を相手にしてもよろしいというように私は解釈しておるのではありませんか、しかしその辺がどうもはつきりいたしませんので、これはあとから一つ御研究の上書面でもつて御回答をお願いしたいと思ひます。が、よろしいですか。法制局、いかがでございますか。

○内海委員長代理 龜岡さん、どうですか。こういう問題はそうむずかしい問題でもないと思ひますが、ここで御答弁していただくわけにも参考になりませんが、ちようど河川局長もきておられるし……

○瀬戸山委員 ちよつと関連して。ただいまの問題は法律解釈で、法律を解釈される人たちはいろいろな場合を想定されておりますから、直ちに回答ができない場合もあり得ると思ひます。そこで私は問題をずつと狭めて、今中島委員からお尋ねになつておるのは、天竜川の泰草ダムを中心としての問題で、この法律解釈を問うておられるのです。そこで、先ほど具體的の事実が明らかにならないければ、具體的の事実をちよつと披露されました。そこで一応仮定になるかもしれませんが、中島委員が問題にされておるのは、泰草ダムの上流に非常な土砂が堆積して、従つて河川が氾濫する、こういうことを前提にして、その河川の氾濫による損害あるいは災害に対してだれが一体責任を負うのか、まただれが一体その損害に対する賠償の相手方になるのか、こういうことであると思ひます。でありますから、それを頭に置いて御回答をお願いいたします。それは御承知の通り、河川法で管理者はちろん都道府県知事、地方行政庁といふんです、それでよろしいと思ひます、よろしいと思ひますが、泰草ダムその他のあつた川の流れをとめたり変更したりするダムの工作については、これは主管の建設大臣の認可を得なければできないことになってゐる。これは河川法の四十九條にも河川に対する一般規定があります。それと同時に十七條あるいは二十條に御承知の通り各種の河川行政監督令、これによつてすべてその設置変更等について建設大臣の認可を得なければ、地方行政庁といふか、都道府県知事はそういう仕事ができないことになってゐる。ですからそれを想定されて、今のような建設大臣

の認可を受けて、地方行政庁、都道府県知事がそういう設置変更について許可を与え、それによって損害が生じた場合はどうだということを御回答願いたい。そうすると問題がはっきりすると思います。

○亀岡政府委員 ただいまのお話にありました具体的の場合の責任者がどうあるかという点でございしますが、国家賠償法によりますと、第二条において、まず第一に河川の管理について瑕疵があった場合に賠償の責めに任ずるということになっております。この場合におきまして、管理者である都道府県知事は国の機関として管理をしておりますので、第一次的には国が損害賠償の相手方になると思います。

次に、費用の負担の点であります。この場合に都道府県が全部または一部の費用を負担しております。このことになりまして、第三条によりまして費用の負担者である都道府県に損害賠償を請求しても差支つかえはないということになりますので、今のような経費を都道府県が全部または一部を負担しているという場合を考えますと、国が第一次的に一応損害賠償の責任を負うが、損害賠償を請求する側に立った場合においては費用を負担している都道府県を相手としても、損害賠償請求ができるということになると思います。

○中島委員 ただいま法制局の方からはっきりと国でもよし、また河川管理者である都道府県知事もよしというように御回答願ったわけでありましたが、もしお調べの上間違いがあつたら文書で御回答を願います。さように了承しておきます。

国家賠償法第二条に、いわゆる河川管理の瑕疵とありますけれども、河川管理の瑕疵とは具体的にどういふことを言うのであるか、法制局でも河川局長でもよろしいから、具体的な例をあげて御説明願いたいと思います。

○亀岡政府委員 国家賠償法の第二条にありますが、河川の設置または管理に瑕疵があった場合の瑕疵とはどういうことを意味するかという御質問でございしますが、法文の一般的な解釈といたしましては、營造物が通常備えるべき安全性を欠いておるような状態にある場合、その設置または管理に瑕疵があるというふうな考えられるわけでありまして、ただ具体的な場合につきまして、それではただいま申しましたような基準にいかなる場合が該当し、従って瑕疵になるかどうかということは、具体的なケースにつきまして、具体的に判断しなければならぬと思います。ただいま御質問になりました具体的に説明という点でございしますが、私の方としては具体的な場合がただいま想定されませんので、以上のお答えにとどめさせていただきます。

○山本政府委員 ただいま具体的な例と申されましたので、私の方からその例を申し上げた方がよいと思ひます。お答えいたします。たとえば河川の堤防、護岸等に著しく損傷があつたにもかかわらず、その修繕なり工事を行なつていたために、その損傷部から堤防の決壊が起きて水害が発生した、こういうような場合が考えられます。

○中島委員 よくわかりました。次に法制局にお尋ねいたしますが、発電所ダムを設置したため上流の河床が上昇した場合、ダム設置の許可の際には当然

上流の河床が上昇することは予想し得たにもかかわらず、国があやまって許可を与えたことが明らかである、こうした場合は、許可の違法として国家賠償法の第二条のいわゆる河川管理の瑕疵があつたといえるか、もしくはこの前に法務大臣から、ダム設置の許可は公権力の行使であるということをはつきり御答弁願つたのであるが、公権力の行使に過失があつたといえるか、つまり第一条の公権力の行使に過失があつたか、あるいは国家賠償法の第二条の河川の管理に瑕疵があつたか、この点法制局に御説明を願いたい。

○亀岡政府委員 ただいまの御質問の点でございしますが、河川法第十八条の規定によりまして、地方行政庁がダムその他設置のために許可をするという場合におきまして、国家賠償法との関係はどういうことになるかという点でございしますが、この河川法の規定によりまして地方行政庁の許可処分は公権力の行使の性質を持つものでありまして、国家賠償法の一の条の問題にはなるかと考へるのであります。しかしながらこの許可に当りまして、結果的に上流の河床が上昇するということになりまして、その許可自身についてはそれ自身違法になつたということとは言えないかと考へるわけでありませう。

○中島委員 そこで法務大臣からもダムの設置を許可するのは公権力の行使だ、ただいま法制局の方からもそういう御答弁がありました。そこでダムの設置も水利の使用の許可の件もおそらく公権力の行使であると思ひつては大体許可期限を付してあるのでありま

す。わかりやすいから具体的な例を申し上げますれば、門島ダムは昭和三十年の二月二十七日までとすということになつておつたのであります。それをさらに昭和三十年二月九日付で昭和六十年三月二十七日まで延長したわけでありまして、この水利使用権の継続許可と申しますか、期限延長許可も公権力の行使であると解釈してもよろしいか。

○亀岡政府委員 お話の点はその通りに考へます。

○中島委員 そこでこれは法制局と河川局長の両方にお尋ねいたします。おの自分の職務管掌の立場でお話になればいいのですが、この門島ダムは河川局長は御承知でありますけれども、長年にわたつて、ダム設置によつて上流地方に非常な水害があつた。地元民は非常に無知と申しますか、こうした国家賠償法であるとか民法七百十七条がどうだということばかりで、決死隊を募つて門島ダムを爆破してしまふというような計画をたびたび起した、こういうような状態が、その後被害におきまして、河床上昇地域のこわすかの河床上昇後の状況におきまして、県の地方事務所の耕地課で調べた場合においては、農耕地、農作物の関係だけで十三億五千万円の被害を發表して、地元建設事務所は、その河床上昇地域に河床上昇後において八十六万六千の護岸工事をして九億四百万円余を使つておる、こういうようなことで、県も建設省もその被害のおそれるべき実情を十分に知つておるわけである。にもかかわらず昭和三十年二月九日に地元には何らの話もなく、そして県の公報にも出さず、昭和六十年

三月二十七日までの水利権使用延長の許可を与えておる。これはまさしく公権力の行使に対して重大な過失があつた、かように認定せざるを得ぬのであります。御所見はいかがであるか。

○山本政府委員 ただいまの問題は、お説の通り二月の末日で期限が切れてしまつて、期限をさらに延長したのでございしますが、発電用水利の問題は国家的に非常に重要な問題でございしますので、私どももいたしましては公共的な立場からこれを撤去するとかいうことも慎重に考へまして、延長することが適當であるということでも期限を延長したような次第でございします。それが違法であるかどうかという問題でございしますが、私どももいたしましてはそれが直ちに違法であるというふうには考へておらない次第でございします。

○中島委員 私と河川局長との見解は大分違ふのですが、結局私はきょうはここで行政責任とか、政治責任というものは追及しようとは思ひません、これは他日あらためて委員会でも取り上げたいと考へております。しかしただいま申し上げたことは国家賠償法の第一条によるところの公権力の行使に重大なる過失があつたのである、こう断ぜざるを得ないのであります。そこで河川法の第二十条におきまして、「左ノ場合ニ於テ地方行政庁ハ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ變更シ又ハ既ニ施設シタル工作物ヲ改築若ハ除却セシメ又ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セザラサル事項ニ因リテ生スル危害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナサシムルコトヲ得」として、そうしてあと六号ありますが、第一号に「工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル

管理ノ方法公安ヲ害スルノ虞アルトキ」二号として「河川ノ状況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事実ニ因リ必要ヲ生スルトキ」六号においては「公益ノ為ニ必要アルトキ」この二十条、一、二、六のいずれの号にもこれが該当してゐる。しかもこれだけの災害を発生して国費を浪費し、しかも地元において農作物と農耕地の被害だけで十三億数千万円に上つてゐる。これもさうに地元の意向もたえず、何ら県の公報にも公示せずしておいて、そうして昭和六十年までこの水利使用の継続伸長を許可した、これは明らかに国家賠償法第一条による公権力の行使に對する過失であると考えられるのであるが、訟務局長並びに法制局のこれに對する御見解を承りたい。

○濱本政府委員 私はおしる泰草ダムに關する具体的な実情を存じませんので、果して今の継続使用の期間の伸長の許可が国家賠償法一条にいう違法に當るかどうかということを実は断言しかねるのであります。あるいはこまかく調査すれば當るような場合も考えられないことはないのじゃないかとは思ひますけれども、遺憾ながら具体的な実情を知りませんので何とも申し上げかねるのであります。あまりに問題が具体化してきますので、事実をよく調べた上でないと申し上げかねます。

○龜岡政府委員 ただいまの点につきましては、ただいま法務省から御答弁がありましたように、具体的な事件について明らかでないで、適法であるか違法であるかという判断をするわけには参らないのでございます。

○中島委員 次に濱本訟務局長にお伺

いたしますが、訴訟の問題でありまして、訴訟法第八条に「行政処分ヲ受ケタル後六十日ヲ経過シタルトキハ其処分ニ對シ訴訟スルコトヲ得ス」としてあります。その三項に「行政庁ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限経過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得」というふうにはつきりといふ問題になるのであります。そこでたゞいまの問題に於いては、この水利使用の伸長許可に對しまして、非常に不服なのであります。しかしながらこれは地元の意見も聞かず、何ら通知もせず。そうして県の公報にも発表もせずして、昭和三十年二月九日にこの水利使用の延長をした。それでごく最近に至つてこれを知つて、地元では騒いでおるのでありますけれども、すなわち行政処分に対する訴訟は、六十日という期限を付せられておるのでありますけれども、全然これは知らなかったのでありますから、この第三項の「行政庁ニ於テ宥恕スヘキ事由」これに該当すると思ふのであります。訟務局長の御意見はいかがでございますか。

○濱本政府委員 訴訟期間の進行は訴訟をせんとするものが行政処分のあったことを知つた日からでありまして、知つた日から……従つて三項はもう一般的に働いておるわけでありまして、いかにいたしましても進行は知つた日からであります。

○中島委員 それで河川局長にお伺いしますが、この水利使用の許可の期限の伸長というふうな点については、やはり今まで地元の意見を聴しなく、そしてこれを県でも公示をしな

い、こういう建前を国全体としてとつておるのであるかどうか。

○山本政府委員 お説の通り地元諸問はやつておりません。その理由といつたしましては現状を變えないものであるということ、そういう建前をとつております。

○中島委員 河床上昇に伴つて堤防その他の災害発生を予防を講じなかつたために災害が発生したときには、国家賠償法第二条のいわゆる管理の瑕疵があつたというふうに考えるのであります。門島ダムを設け置いたしまして、ここに三十一メートルの堰堤があるのです。が、わずかに七、八年後にすれば河床は三十一メートル上昇して、それから十キロの上流地域で三十一メートル、四メートル、五メートルの上昇を来しておるのであります。従ひまして国が公権力を行使してダム築造を許可したのであるから、これによつて起つたところの河床の上昇に對して、国がまた河床の上昇に伴つて護岸設備をすべきであると思ふのです。その護岸設備をせぬがためにこういうような災害が発生したのである。従つてこれは国が公権力を行使して河床の上昇のできる原因を作つてゐる。それに対して何ら堤防も作らずにほうほうしておいたために災害が起きたのであります。これは河川管理に瑕疵があつた、こういうふうに私は考えるのでありますけれども、法制局のお考えはどうであるか。

○龜岡政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、ダムの設置によつて河床が上昇したにもかかわらず、堤防を築かなかつたために被害をこうむつたという場合に、国が堤防を築く

べき義務があるかどうかという点でございますが、法律的に申しますと、一般的には河川に堤防を設置するということは、法律上の義務ではないと考えられるのであります。ただ国が行政上ないし政治上被害を防止し、国民の福祉を増進するといふことをやるべきだと考えられる場合もありますので、こういう政治上ないし行政上の意味における義務、こういうものは考えられるのであります。法律上当然堤防を増強しなければならぬといふ義務は直ちに起つてこないといふふうに考えるわけでありまして。

○中島委員 ただいまの御答弁ですが、私もたとえば大洪水があつて大災害が起きたとしても、それに対して事前に防災工事をやるべき政治的責任はあるけれども、法律的な責任は責任はないと思ひます。それでただいまの法制局の見解としては、行政上、政治上には責任はあるかもしれないが、法律上には責任はない。端的に解釈すればそういう御答弁であります。

〔内海委員長代理退席、委員長着席〕

しかしこの場合は違つたのです。この場合は国が公権力を行使して、そしてダムの築造を許可したのだから、いわゆるこの災害の原因なるものはダムの築造によつて起つた。しかもダムの所有者は個人であり私物である。けれども河川の管理者であるところの国がこれを許可して作つたのだから、当然これによつて起つたところの河床上昇に對する防備は国でなさなければならぬ、私はこういうふうに考える。従つて法律的にどういふ規制があるかといふことになれば、結局公権力の行使にあや

まちがあつた。従つてこれは国家賠償法第一条の二を適用すべきものだ、こういうふうに考えるのですがいかがですか。

○龜岡政府委員 河川法に基きます水利権の許可という許可処分につきまして、行政上違法であつたかどうかという問題とその結果河川の上昇を来して堤防を築かなければならぬかどうかという点と、これは二つ引き離して考えるべき問題かと存じます。従ひまして前者については、その許可処分が適法であつたか違法であつたかという点を国家賠償法第一条によつて判断すべきであり、また後者の点につきましては、堤防を設置することが法律上の義務であつたかどうかという点について判断すべきであると思ひます。

○中島委員 どうも私どもの考えでは相関連しておるというふうに考えるのです。あるいは法律的に解釈してどうであるかもしませんが、とにかく何ら耕地の改造を数千年、数百年来行わず、そして無過失な農民に對しまして非常な大損害をかけておる。これはいづれかに損失補償をせねばならぬものがある。こういうことははっきりいたしておると思ふのであります。そこで具体的な問題に入るわけでありまして、河川局長にお伺ひいたしたいのは、長野県知事が昭和二十二年に、これはかつて米田河川局長に答弁を求めたは省略いたしますけれども、根本対策としての知事の職達命令が出ておる。それを翌年の二十三年に、当時の建設技監である岩沢氏が川路村長を呼びまして、そして知事の職達命令にかわるものとして予防対策として千三百万円

とつて、そうして三百万円で天竜峡付近の岩盤を除去し、一千万円でもって川路地積へコンクリートの長さ十数メートルにわたる水制を五、六本入れた。そこでこの工事をしたために対岸の竜江村においては、昭和二十五年の六月に大災害を受けて、七十町歩以上の耕地を流失してしまつた。千数百萬かけて復旧工事をしておるのが現在まだ半ばにも達しておらず、こういう状況なのであります。そこで私はこの前米田河川局長にこの点をつつ込んだのであるが、知らない、あとで返事をするの一点張りであつた。私は米田局長も立ち会つておることは会議録においてはっきり知つておるけれども、私は政府の責任を究明するといふ、そういう考えではありまないので、この究明をせよとおつたわけでありました。また会議録を見ると、当時米田技官は治水課長で、そしてその下に現在の山本河川局長も技官として列席されておるのであります。そこでお伺いしたいことは、ああいう一方的な、片方が無堤防であるにかかわらず、長さ十数メートルもあるところのコンクリートの牛と申しますか、水制を数本入れた。これがために竜江村の七十町歩が流失したといふことはもう完全にだれが見ても明らかである。そこで技官室における打ち合せ会議の内容を見ますと、長野県の穂積河川課長が、知事の厳達命令にかわる措置をしても河床の根本的な対策ではない。あとで補償問題が起きているといふことをはっきりいっておる。それから日発の土本補償係長は川路村はこの工事によって河心を対岸竜江村に移さんとするのが念願であるといふことをはっきり言つて

おる。にもかかわらず当時の川路村長の言う通りの工事をした。その結果土本補償係長がこの会議の席上で発言された通りに竜江村の耕地七十町歩を流してしまつた。こういう実情にあるのだが、これは国家賠償法第二条によるところの河川の管理に重大な瑕疵があつたものと私考するのであります。河川局長の御意見はいかがであるか。

○山本政府委員 ただいまの御質問に對してお答えいたします。お説の通り、当時の記憶をたどつてみますと、長野県知事から当時日発に對しまして昭和二十年の水害にかんがみまして厳達命令が發せられたのでございまして、それによりまして、長野県知事を代表者とする地元の関係者及び日発の関係者の間に立ちまして当時の建設省がそのあつせんをしたわけであつた。そして、その具体的な現われといたしまして、昭和二十三年の八月十四日に、長野県知事の林虎雄さんと日本発送電株式会社の總裁でありました大西英一さんとが協定書を作られて、その当時の対策につきまして協定ができたわけであつた。その工事が工事費にいたしまして千三百萬円でございまして、その内容は今中島先生のおっしゃられた通りでございまして。私どもといたしましては、非常に川路側に流れて参りまして川を中心に寄せたい、こうやりまして川を中心にして、その水はねをいふことで指導して参つたわけであつた。私どもが、私どもの考えとして、竜江の方をそのために欠くといふようなことは考へたものではございませう。ただしその後の河状の変化が非常に

に激しかったために竜江側の欠け込みが起つたといふことでございまして、水制のためにのみ起つたといふふうには私といたしましては直ちに考へられないのでございまして。

○中島委員 ここで私はあなたたちの行政責任や政治責任を追求するといふ考へではありまないので、これ以上追及いたしませんけれども、この知事と大西発送電總裁との協定書はここにありますが、これでも、これは当時の岩沢技監が主宰してこしらへた内容を二人ではんこを押しただけのもので、結局実際の責任は建設省にあることは会議録の経過から見てもはっきりいたしておるわけであつた。しかしこの問題には今日は触れぬことにいたします。

○中島委員 さて、この河床の上昇のために、この上流地方が県の耕地課で調べたところにおいて二百八十六町歩といふものは湿地化してしまつて、二毛作とれたところは一毛作になり、その一毛作も非常に冷害を受けて収穫が減少しておるという、こういう状況なのであります。これに對して河川管理者は防

止する責任があるのか、あるいはダム占有者である、つまり土地の、工作物の占有者であるところの電力会社にこの責任があるのか、私はどちらにもあるように思ふのであります。法律的にどういふ御見解であるか、この点を伺ひたい。

○龜岡政府委員 ただいまの御質問の点でございまして、この点につきましては先ほど触れましたが、堤防を設置しなかつた場合に災害が発生したといふのと同様だと考へます。従いまして

この場合について申しますと耕地が湿地化しないように努めるといふ政治上ないし行政上の義務があるといふ場合が考へられると思ひますが、法律的に河川管理者として当然そういうものを防止しなければならないといふ義務があるといふことは言えないと考へます。

次にダムの設置者である電力会社の責任の点であります。この場合につきましてはそのダムという工作物に瑕疵がある、そのために損害が発生したといふときには、民法の七百七十七条の適用の問題になるかと存じます。

○中島委員 ただいまの御答弁は、河床が上昇したために湿地が非常に多くなつて、農地に災害がある、しかし河川管理者においては政治的な責任があるが法律的には責任はない、こういう御答弁ですな。

○龜岡政府委員 さうでございませう。それから民法七百七十七条の責任の点でございまして、この点は国は関係がないのであります。ダムの所有者ないし占有者がその瑕疵によつて責任を負うべきかどうかという点を判断してきめるべき問題かと存じます。

○中島委員 そこで濱本訟務局長にお伺ひいたしますが、大体たゞいまの質疑応答によつておわかりだと思ふのであります。こういう場合におきまして、水利権の使用の延長許可を知らずにおる。従つてこれに對してこの地元の上流沿岸の、このダムによつて被害を受けておる者は、水害予防の措置とか、さらに進んでこのダムの撤去の要求といふことを訴願できるものであるかどうか、この点をお伺ひしたい。

○濱本政府委員 延長の許可が適法であるか違法であるかといふことは、前申し上げた場合と同じなので、具體的事実をつづきに承知いたしませんといふことは法律的にはできないじやないか。先ほどお読みになりました河川法の二十条による、ああいった政治的な義務が管理者にあるかもしれませうけれども、直ちに沿岸の農民からそ

う御答弁ですな。

○中島委員 さて、この河床の上昇のために、この上流地方が県の耕地課で調べたところにおいて二百八十六町歩といふものは湿地化してしまつて、二毛作とれたところは一毛作になり、その一毛作も非常に冷害を受けて収穫が減少しておるという、こういう状況なのであります。これに對して河川管理者は防

止する責任があるのか、あるいはダム占有者である、つまり土地の、工作物の占有者であるところの電力会社にこの責任があるのか、私はどちらにもあるように思ふのであります。法律的にどういふ御見解であるか、この点を伺ひたい。

○龜岡政府委員 ただいまの御質問の点でございまして、この点につきましては先ほど触れましたが、堤防を設置しなかつた場合に災害が発生したといふのと同様だと考へます。従いまして

利用するためにいろいろな仕事をしなければならぬ。そういうことをすると、必ず反面においては国民に非常な損害を加えるのです。その前提として、二十条はそういうときにはこうしなさいと書いてある。ところが国民を守るべきこの二十条の規定をほんとうに真剣に活用されて工作物の改築等をやったという実例がきわめて少ない。実際そういうことをやっておりますが、この規定の発動によってやられたということはきわめて少ないのじゃないか。これは調べればすぐわかりますが、そういうことではいけないのじゃないかと思うのです。非常にくだいようでありますけれども、先ほど来、いやそれは堤防を作る義務はありません。それは何も書いてないから法律上義務はないでしょうけれども、そんなことでは国民はとてつ納得しないだろうと思う。これはあなた方を責めるわけでも何でもないのです。これは非常に重大な、むずかしい問題ですから、国民も行政の府にあられる政府側も一つ真剣に話し合いをされて、そしてお互いに困らないようにしようじゃないか。これは余談になりますが、二、三日前に土地収用法を改正して通過せしめたあの土地収用法と同じ精神のものと私は思う。一面においては、いわゆる国家公益といいますが、そのためにこういう仕事をしなければならぬ。反面においては、そのために害を受けるものを守らなくちゃならない。その中心をどこにおくかという問題、これは土地収用法と形は違いますが、これは大体似ておる。そういう意味で、先ほど来中島委員が取り扱っておられる問題は研究してもらいませんと、た

だ法律には書いてありませんからとにかくどうかということではいけないのじゃないでしょうか。今電力会社あたりは、一ぺん施設をする、なるほど三十年くらいは年限をつけておきますが、私は初めて聞いたが、こういう問題があるところを何の処分もしないで、あるいは改築の命令もしないで、中島委員のこの間からの御説明がありましたように、堆積土砂を排除すべしという県知事の命令が一応内示された。それを建設省がいろいろ相談されて、その内示を取り消し、先ほどの一千万幾らの工事をさせられたというのであります。そういう問題のあるダムの使用期限を三十年も延ばされるというのは、私から言わせれば愛情のない政治です。もう少し電力会社に強く何かの方法を講じさせてその条件を入れたらあと三十年くらい延ばしてやる、こういうふうによつてもいい。そうでなければ、どつかりコンクリートのダムを作ってしまった、失礼でありますけれども百姓が幾ら騒いでも、お前たちは何を騒ぐかという現状です。私はそういうことは見のがすことができないという今日の立場をとつておる。これは政府の権力によつて許可されたのですから、そういう場合は政府の権力によって国民を守らなくちゃだめなんです。電力会社に幾らさか立ちましたって、百姓一揆を起したって、今爆破するといってお話がありましたが、そういう話は始終やっておりますが、そういうことは実行すべきではないし、実行できない。そういう暗い悲惨な状態になっておつても、電力会社は相手にしない。もちろん電力は国家産業その他のために必要であ

ります。必要なために犠牲になる場合には、それは国家全体のために犠牲になるのですから、非常に優遇して、そのほかの道を講じて保護しなければならぬと私は思つておる。ところがその犠牲になったものだけを見殺しにするというのが、全部とは申し上げませんが、今の政治の趨勢になっておる。こんなことでは国民は納得しませんが、これは重ねて申し上げますが、あなた方を責めるわけではありません。そういう気持でやつていただきたいというのであります。そこでこれは前から問題になっておりますから、この際聞いておきたいのでありますけれども、具体的な例を示さなければ、こういう問題は、ただ法律上どうである、こうであると言つて、幾らここで法律の議論をしても国民には何らの利害関係はないのですから、具体的な問題をまた取り出すのであります。先ほどは天竜川の話でありましたが、私は宮崎県の御承知の大淀川の問題をさらにここで取り出して、もういよいよ結論を出すべき時代であるから、一つ御所見を承わつておきたい。これも長い間の問題でありまして、歴史は申し上げませんが、大正十三年地元の非常な反対を押して切つてダムを築造された。これは国家権力によつて築造されたのです。そうして今日に至つて年々歳々渇きの苦しみをしておる。収獲皆無のところ、その地で食うことができないという百姓がたもたくさんおられます。河川局長も御存じかもしませんが、四百年以上も住んでおつたという部落は非常に苦しみをして、農林中央金庫から金を貸してもらつて、これも全国で初めての例で

あるようであります。仕方がないから、農林中央金庫から金を貸してもらつて、三十五戸というものが全部四百年以上の伝来の歴史の地を引き払つて安全地帯にようやく先目引越しが済んだ、こういうふうな非常に苦しんでおるのですから、これはこまかく検討する、今申し上げました部落は、直接ダムだけの影響だと私は言うのじゃない。すべてそういう問題がこれにからんでおるといふことを申し上げる。そうして昭和二十九年十月二十八日の当建設委員会、今の河川局長もあるいは聞いておられたかもしれませんが、長い間の問題でありますから、あのときの委員会において当時の建設次官、今やめられておる稲浦さん、当時の建設大臣小澤さん立ち会ひの上で、あのダムはあそこを置くべきものでないから、あの水害を根本的に解決するためには、いわゆる轟ダムは撤去しなければならぬと言明された。その後宮崎県議会においても、このダムは撤去しなければならぬと決議された。もう一つこのダムは、ただ撤去するといふことは、そう簡単にいきませんで、御承知の通りに、十四人の学者、専門家で轟ダムの調査委員会を作つて、一年有余にわたつて実地その他で研究をされて、局長も御存じだと思ひますが、本年の一月にようやくその調査の報告がなされたのです。大臣も何人も見てもらつた、委員会にも何人も見てもらつた、もちろん各関係官庁の偉い人たちにしても見てもらつた。何べん見てもらつても水害がとまったことがないといふことで、ほんとうに泰早ダムじゃないけれども、爆発もしかねないといふ現状にあるので

すから、私どもは力を合せて研究して、こういう事態を解決してやる責任があるものであります。これはもちろん政府が最も重大な責任を負つておる。そこで、こまかいことはもう時間がありませんから申し上げませんが、かねてから山本局長にもこの報告書を差上げておる。この報告書自体は専門家の報告書でありまして、私はこういう方面の専門家でないから、この批評はいたしませんけれども、これに対してどういふ考えを持たれておるか。またこの問題は建設省が撤去するという声明をされ、先ほど申し上げたように、県議会においても撤去の決議をいたしておりました。今日電力会社と非常な争ひをしてありますが、地元があくまでも撤去を主張し、こういう事態でこの報告書をどうお考えか、具体的なお話を伺つておきたい。

○山本政府委員　まず轟ダムの問題でございますが、今瀬戸山先生のお話にありましたように、轟ダムの問題につきましても、専門委員会を作りました。その結論が先般出されたのでございまして、その結論の内容を見ますと、概略的にはいろいろ出ておりますが、それを實際に落しまして、どういふふうな状況になるかというところが問題になるのでございまして、これについて県並びに私どもの地方建設局並びに本省の間で、具体的な計画を目下作成中でございまして、近く結論を出したい、こういうふうな考へております。なお轟ダムの問題にも関係があり、ほかの問題にも関係がありますが、先ほどのお話がありましたように、ダムの上流の水害問題については、ダムそれ自体

